

第3章（基準11）

（社会的責務）

11-1 高い公共性を有する機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《11-1の視点》

（1）11-1の事実の説明（現状）

11-1-① 高い公共性を有する機関として必要な組織倫理に関する規定が整備されているか。

本学は、社会的機関として必要な組織倫理に関する規程を整備し、教職員の法令遵守の徹底に努めている。本学の使命・目的を達成するための行動基準を、「多摩大学教育職員就業規則」、「多摩大学事務職員就業規則」、「多摩大学研究者規程」に規定している。「教職員は、本学園の建学精神及び沿革に鑑み、職務の使命を自覚し、この規則その他諸規程を順守して、教育目的の達成に努め、本学の振興、発展に寄与するよう職務に専念しなければならない。」とし、教職員が倫理規範に触れる行為を行ったときには懲戒処分を行うことが規定されている。学生については、学則及び学生規則により、順守すべき規程が定められており、学生生活ハンドブック等に掲載し、周知徹底を図っている。

グローバルスタディーズ学部はFD活動の一環として、平成22（2010）年11月に教員に対して、大学関連の法律等の諸規則の研修を行った。

個人情報保護に関しては、「個人情報の保護に関する規程」を策定、個人情報保護委員会を設置し、個人情報の保護について必要な措置をとっている。

ハラスメント防止については、「ハラスメント防止に関する規程」を定め、同時に学長を委員長とするハラスメント防止委員会を設置している。ハラスメント防止委員会では「ハラスメント防止ガイドライン」を制定して適切に運営している。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、誠実に運営されているか。

個人情報保護に関しては、教職員の中から部門ごとに個人データ管理責任者を置き、個人情報の取得、保管、安全管理、さらには個人データの開示、訂正等の請求などについて適切に運営されている。個人情報保護への取り組みは、規程とともに本学のホームページ上で公開し、「学生生活ハンドブック」にも掲載している。また、外部業者に個人情報の取り扱いを伴う業務を委託する際には、別途、個人情報の取扱いに係る覚書等を取り交わし、情報の安全管理につとめている。

ハラスメントに関しては、相談員の質の向上を図るため、カウンセリングセミナーを行った。また、本学のホームページでは、規程及び防止ガイドラインを公開し、防止に関する対策及び啓発活動を行っている。学生に対しては「学生生活ハンドブック」の中に、規程及び防止ガイドラインを掲載し、啓発を図っていると共に新入生オリエンテーションにおいて十分な説明を行っている。

グローバルスタディーズ学部では平成22（2010）年度新入生オリエンテーションでハラスメント委員会の教員メンバーがロールプレイを行い、喚起を促した。

(2) 11-1の自己評価

社会的機関として必要な組織倫理規程を有し、適切に運営されていることは評価できる。個人情報取り扱いやハラスメント防止のための相談員の存在をオリエンテーション等で、周知している点も評価できる。

(3) 11-1の改善・向上方策（将来計画）

個人情報の取り扱いについては、セミナー等の研修を行い、教職員への周知を図る。また、ハラスメントについても、防止セミナー等の研修を平成23（2011）年度も定期的に行い、防止に関する啓発活動を強化していく。

組織倫理の確立・向上は、その時代に求められる倫理規範を制定し適切に運営していくことを基本に、更に改善に取り組んでいきたい。

従来 of 学則には、上記観点 that 明確に記載されていなかったこともあり、平成23（2011）年度に学則の改定を行い、規程の明確化を図る。

11-2 学内外に対する業務執行上の危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《11-2の視点》

11-2-① 学内外に対する業務執行上の危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11-2の事実の説明（現状）

危機発生時には、特に、事務職員が中心となることが多いことから迅速に対応できる連絡体制を整備している。

【防火・防災管理体制】

事務局長を自衛消防隊長とする「自衛消防組織」を編成して防火・防災の危機管理に努めている。防火管理者は、総務センターの責任者を充てており、施設設備の安全管理も含めて一括管理体制を取っている。「多摩大学防火・防災管理規程」に基づき、教職員向けに年1回自衛消防訓練を実施している。自衛消防訓練は、消防設備点検資格者など専門業者の指導の下に、館内通報訓練、避難訓練、消火器及び消火栓を使用する消火・放水訓練を行い、火災等万が一の災害時の被害拡大防止や人命安全対策を図ることを目的に実施している。また、自衛消防訓練は春休みと夏休みの年2回実施して、防火・防災のための訓練を強化して危機管理に努めている。

【衛生健康管理体制】

4月の年度初めに学生、教職員全員に定期健康診断を実施して健康管理を行っている。要所見の者については、保健室の看護師や学校医から再検査等の指導を行っている。校舎内を全面禁煙にすると共に屋外指定場所以外は喫煙が出来ないようにしている。また、衛生管理者を適切に選任し、「多摩大学衛生委員会規程」に基づき、教職員の健康障害防止や健康の保持増進に努めている。平成19（2007）年10月から、学校医を産業医に選任して、教職員の一層の健康管理に努めている。

【地震等の大規模災害時の緊急時体制】

経営情報学部は、避難マニュアルに従い指定避難場所に誘導している。グローバルスタディーズ学部のある湘南キャンパスは、地震等の大規模災害発生時の緊急時避難施設として登録してある。避難場所として体育館を準備していると共に、館内には藤沢市がMCA無線機を設置し、藤沢市の職員による市との連絡手段を確保してある。また、藤沢市・地元自治会と年1回の緊急時対策連絡会議を開催し、情報交換・共有を行っている他、藤沢市職員による緊急避難場所（本学）への参集訓練に協力している。経営情報学研究科の使用する品川サテライトについては、ビルの管理者であるインターシティ（株）の指示に従い、避難訓練、消防訓練等を行っている。

(2) 11-2の自己評価

東日本大震災の実態から見て、避難マニュアルの充実、防災用品の整備、緊急時食糧の備蓄等を行い、また、事前準備を含め学内・地域連携の必要性があると再認識した。

(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）

経営情報学部・グローバルスタディーズ学部ともに、共通的な事項・その特性に応じた危機管理体制の整備を行っていく予定である。具体的に地震を想定した防災訓練を実施することにした。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ誠実に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3の視点》

11-3-① 社会に対する説明責任の観点から大学の教育研究成果を公正かつ誠実に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3の事実の説明（現状）

大学全体の広報については学長室が担当し、入試広報については、両学部入試課が担当している。

学長室では、教育研究成果、学生のゼミ活動、イベント情報、入試情報、大学の近況報告等の内容をホームページに公開し、「多摩大チャンネル」による動画・音声配信など情報を充実させるとともにメルマガ、twitter等も利用し、情報発信をおこなっている。マスコミに対しては、プレスリリースのほか大学・大学院・研究所の教員による「現代の志塾講座」としてマスコミ関係者を対象とした講座を開講し、大学の教育内容を外部に発信している。

学内には全学スケジュールを毎週メールにて配信し、情報発信をおこなっている。また、研究開発機構所属の各研究所では、各研究所長の責任のもと研究成果を各研究所のホームページで公開している。

広報誌として、経営情報学部では「r a p p o r t」を季刊発行し、様々なニュースやゼミ活動をはじめ、イベント情報、就職情報などを中心にまとめ、本学学生、企業、後援会員、一般方々に広く配布している。

グローバルスタディーズ学部では、「S G S News Letter」を発行し、様々なニュースやイベント情報、教員・授業の紹介をまとめ後援会員に配布している。

大学の教育研究成果としては学部単位で、毎年度の3月に研究論文を「多摩大学研究紀要」として発行している。

紀要は、国内100余の大学、研究所等へ配布されるとともに、ホームページ上にも公開されている。

平成22（2010）年12月より本学のホームページに教員の業績内容を公表した。

(2) 11-3の自己評価

教育研究成果を学内外に適切に広報する体制を整備し、教員および学生の教育活動を積極的に発信している。

情報の発信については、ホームページ・メルマガ・twitter・「多摩大チャンネル」などのツールの利用と広報誌を融合させ、様々な対象者に情報を発信している。研究紀要については、両学部において発行し研究成果公表に寄与している。

(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）

学内の情報を学長室に一元的に集め、適切なツールにより、様々な対象者に情報を発信することで、大学の教育成果をより積極的に学内外に広報していく。

グローバルスタディーズ学部では学生会が立ち上がり、積極的に学内活動を展開しており、広報の受け皿になるように指導していく。

今後も、広報体制を整備し、本学の特徴や教育研究成果をより積極的に社会には発信していく。

【基準 1 1 の自己評価】

危機管理体制や情報公開など、大学として積極的な対応を行うことにより、公益法人としての責務を果たすよう努めている。

【基準 1 1 の改善・向上方策（将来計画）】

大規模な災害発生時等に対応するため、あらためて各組織、施設設備等を再点検する。情報公開については、より多くの手法を通じて、社会に対して情報を発信していく。